1 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での 検討及び施策の実施について

附帯私訴制度というものを導入していただきたいということでございます。 犯罪被害者が,加害者から被害の回復を求めるときは,現在では刑事手続とは 別に個人の費用で民事損害賠償の請求をしなくてはなりません。多くは刑事裁 判が決着してからの民事訴訟となるので,犯罪被害者に多大の労力と時間,費 用,精神的苦痛を与えております。犯罪被害者等基本法の第12条で,損害賠 償の請求について,その被害にかかわる刑事に関する手続との有機的連携を図 るための制度の拡充等,必要な施策を講ずるものとすると定めたのは大きな前 進であります。ぜひ刑事裁判の手続の中で,民事の損害賠償の手続も行われる 附帯私訴制度の導入をしていただきたいと思います。

現在の訴訟手続においては、民事裁判手続と刑事裁判手続が完全に分断されているため、犯罪被害者等は二度の苦しみを強いられている。ようやく刑事裁判が終わったと思っても、それだけでは損害賠償は得られず、多額の費用をかけて弁護士を依頼し(加えて、請求金額が高いほど印紙代も高額になり、負担は増すばかりである)、一から証拠を収集し、別途民事裁判を起こさなければならない。

また、刑事裁判で罪を認めていたはずの加害者が、民事裁判では一転して金員の支払いを惜しんで意を翻すことすらある。そこで、このような精神的、経済的な苦しみから解放されるためには、附帯私訴の導入が必須である。この点、骨子においては「損害賠償命令、没収、追徴」も例示されている。しかしながら、これらはいずれも加害者に対する「刑罰」であり、犯罪被害者等の損害回復の手段としてはふさわしくない。特に「没収・追徴」制度は、犯罪被害者等の損害回復には何らの役にも立たない。殺人、傷害等身体犯の加害者から、何を没収し、何を追徴するのか。犯罪に使用された凶器を没収しても、犯罪被害者等の損害回復にはならない。そして、「損害賠償命令」についても、加害者の資力を勘案して賠償命令の金額が決められ、少額の賠償命令しか出されないのが現実であって、名称は似ていても、被害の全面的な回復である民事上の「損害賠償請求権」とは全く異なる制度である。

犯罪被害者等の損害回復にこれらの制度を活用しようとするのは,附帯私訴制度の導入を妨げるための議論のすり替えに他ならない。

これに関連して,上記骨子の「我が国にふさわしいもの」との文言は,従前の制度の枠内で検討すればよいという程度の保守的な意味を持ち,附帯私訴制

度を含めた新たな損害回復手段の導入の可能性を狭めるものとして働く恐れがある。「我が国にふさわしいもの」を導入するのではなく,新たな制度を導入した上で「我が国にふさわしいもの」として適応させていけばよいのである。

したがって、このような文言は不要であるから、削除すべきである。

附帯私訴を導入してほしい。

被害者不在で加害者中心の刑事裁判が行われる結果として,民事裁判では事実を反映しない不当な過失責任を被害者が負いがちである。あるいは,正しい過失責任を実証するため,被害者は多くの努力を強いられることになる。

無保険者による交通事故も後を絶たないため、損害賠償命令制度、没収、追 徴も確実に実施していただきたい。

刑事手続等でいろんな形で、当事者としていただけたらありがたい。具体的に言いますと、これはこちら側の選択にもよるんですけれども、附帯私訴の考え方ですね。皆さんのお言葉で言いますと、業務上過失についても、そのことも含めて考えていただけたらありがたいなと思うんです。

そこまで含めたら,裁判の手続が大変でと思わないでください。私たちの主張は,こちらが望めば附帯私訴の考え方も入れていただきたい。すべて何でも自動的ではないですけれども。そうしますと,証拠の点とかいろんなことで同時にできますので,当事者としても参加しやすいので,我々の主張です。

刑事裁判手続の中で,民事の損害賠償の手続も行われる附帯私訴制度を導入すると明確に定めていただきたい。(骨子の表現では曖昧である。現在の制度の中で被害者が単なる証拠物として蚊帳の外におかれている現状,および切実な負担軽減という願いから,公訴参加と附帯私訴はセットで論じ,導入という方向性をより明確にしてほしい。)

2 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施について 犯罪被害者にも訴訟参加させてくださいということです。

犯罪被害者等基本法は,犯罪被害者が刑事に関する手続への参加の機会を拡 充するための制度整備を講ずるものとしております。

この参加制度は、単に法廷に着席しているとか、被告人への質問をするというような権利だけではなくて、被害者みずからの権限で尊厳を回復することが可能となるような手段、つまり捜査公判書類の謄写閲覧請求権、証拠提出権、証人尋問権、被告人に対する質問権、裁判の結果に対する不服申し立て権、国の費用で弁護士を選任することができる権利などを含んだ訴訟参加制度を求めるものであります。

被害者に刑事事件の供述調書や証拠の全てを開示すべき

捜査記録等の手持ち証拠は全て被害者(遺族)にも開示(謄写,閲覧)すべき(弁護人に不同意とされたもの,検察官が不要としたもの等全てを含む)。

早期に刑事裁判の情報を公開し,加害者側と対等の立場で民事責任の追及を同時進行させるようにすること。

記録の謄写閲覧請求権,証拠提出権,証人尋問権,質問権,不服申立権等を 認めてほしい。

3 犯罪被害者等に関する情報の保護について

被害者が希望する場合には、刑事裁判においても、被害者の氏名を匿名としたまま、手続を進行することができるようにするべきである。その場合、弁護人による証人尋問や被告人質問の場合にも、被害者の氏名を匿名として尋問や質問を行う必要がある。

検察官の起訴状朗読,冒頭陳述,論告により,公開の法廷において,被害者 の氏名が明らかにされている。

また,被害者が刑事裁判の証人となる場合には,原則として予め被害者の氏名,住所を被告人に知る機会を与えなければならず(刑事訴訟法299),例外として,住所については被告人が証人の身体,財産,親族に対し加害のおそれがある場合には,公開しなくてもよいとされている(同法299条の2)。

しかし,これでは,被害者の氏名を知らない加害者に対しても,被害者の氏名を知らしめることになるばかりか,公開の法廷で傍聴人・マスコミに対し,被害者としてその氏名を公示されることで,被害者は自ら受けた被害を公にされ,精神的な被害を受けることになる。

また,証人となる場合には,氏名については,例外的に非公開とすることは認められていない。そこで,被害者が希望する場合には,刑事裁判においても,被害者の氏名を匿名としたまま,手続を進行することができるようにするべきである。その場合,弁護人による証人尋問や被告人質問の場合にも,被害者の氏名を匿名として尋問や質問を行う必要がある。

被害者の氏名,住所等を原則非公開としていただきたい。

4 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施について

「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施」に関し,「公訴参加制度を含め,犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について,我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い」とされているが, 公訴参加制度の導入に限定し

た文言にすること, 直接関与の具体的な方法として, 公判期日の決定の際に被害者の意見を聞くこと, 被告人・証人・鑑定人等に対する被害者の質問権,反論権を認めること, 被害者に証拠提出権を認めること, 被害者に論告求刑権を認めること, で我が国にふさわしいもの」という文言を削除すること,について強く要望する。

公訴参加に限定しないと,従前の制度の枠内で検討すれば良いという保守的な程度の意味しかもたないことが危惧される。これでは,基本法の精神が骨抜きにされる恐れがある。従って,公訴参加の導入に限定した文言にし,その上で,次に述べる具体的な制度を検討し,導入していくべきである。現行法上,被告人は,刑事裁判手続において「当事者」として厚く保護され,様々な権利が認められている。しかし,他方で,被害者に対して全くと言って良いほど権利が認められておらず,被害者は,当事者ではなく,単なる「証拠品」に過ぎないのが現状である。

そして、被害者は「証拠品」であるがゆえ、まず、公判期日の指定に際しては、被告人や弁護人の都合は十分に尊重されるものの、被害者の都合は全く無視されている。そのため、被害者の知らないところで、勝手に裁判が進められる結果となる。次に、被害者は、法廷で被告人に勝手なことを言われても、何も反論することができない。そして、被告人であれば、起訴状が確実に送達され、様々な記録が当然に開示され、また、裁判が始まっても黙秘権がある一方で、なんの根拠もなく言いたいことを言い、証人に対し自由に質問し、反論することもできる。

これに対し、被害者は一定の手続を踏まなければ起訴状も記録も見ることができず(見ることができたとしても大幅に制限される)、裁判に必要な場合だけ、証人として呼び出され、聞かれたことだけに答え(すなわち、言いたいことは言えず)、反対に言いたくないことにも答えなければならない義務が課せられている。もし、証人の呼出や証言を拒否すれば、被害者であるにも拘わらず制裁を受けることになる。そのほか、被告人は、自己に有利な証拠を提出することができるが、被害者には証拠の提出は一切認められていない。また、被告人は、判決に不服があれば上訴することができるが、被害者は、検察官が上訴しない限り、独立して上訴することができない。これに対して、ヨーロッパの国々では、被害者は証拠品ではなく、「当事者」として立派な地位が与えられ、被害者が検察官に対して意見を述べる制度を創設し、これを通して間接的に裁判に反映させればよいという意見もある。しかしながら、現在においても、被害者が検察官に対して自由に意見を述べることは可能である。

それでも、公益の代表者である検察官が、具体的な犯罪被害者等の苦しみや生活の窮状を代弁することは不可能であり、このように検察官による役割だけでは不十分だからこそ、公訴参加をして直接、裁判に参加することを望んでいるのである。他方、現行法上の意見陳述権は、権利ではなく、裁量に基づくものであるから恩恵に過ぎない。被害者にも被告人に認められているのと同様、最終的な意見を述べることが権利として保障されるべきである。上記骨子の「我が国にふさわしいもの」との文言は、前述のとおり、新たな制度導入の可能性を狭めるものとして働く恐れがあるから、このような文言は削除されるべきである。

犯罪被害者にも訴訟参加させてくださいということです。犯罪被害者等基本 法は,犯罪被害者が刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度整 備を講ずるものとしております。この参加制度は,単に法廷に着席していると か,被告人への質問をするというような権利だけではなくて,被害者みずから の権限で尊厳を回復することが可能となるような手段,つまり捜査公判書類の 謄写閲覧請求権,証拠提出権,証人尋問権,被告人に対する質問権,裁判の結 果に対する不服申し立て権,国の費用で弁護士を選任することができる権利な どを含んだ訴訟参加制度を求めるものであります。

証人尋問権,意見陳述権等の保障

それから,この後の2点は私の個人的な意見なんですけれども,刑事裁判に ついて,被害者が証言する前に検察官とお話しさせていただきますが,どうも 被害者がパターン化されているような気がします。

例えば、証言に出る前に打合せというか、尋問の内容についてお話しさせていただくわけですけれども、やはりそのときに聞かれることというのが、地下鉄サリン事件の場合には何人か遺族の人がいますから、どうだったというふうに話し合うことがあるんですね、そうすると、もうほとんど全部同じという、被害に遭って生活がどう変わりましたかとか、ご主人を亡くされて収入は減りましたかとか、あるいはその後体重はどうなりましたか、減りましたかとかいうようなことで。被告人に向かい合う被害者というのは、やはり悲観に暮れている姿とか、人生を狂わされたとか、あるいはその被告を厳罰にしてくださいというような、そういう被害者像になるというふうには思いますけれども、でも、それでは余りにも被害者を知らなさ過ぎるのではないかと思っています。

「被害者とともに泣く」という言葉がありますけれども,やはり検察官には もっと個々の被害の状況を裁判に反映させるようにしていただきたいと思いま す。もしそれが無理だったらばこの前,あすの会の方が主張していらっしゃい ましたけれども,やはり検察官の隣に被害者を座らせてくださいというふうに お願いするしかないかなというふうに思ってます。

被害者に刑事私訴の権利を認めてほしい。

被害者の質問権,証拠を請求・検討する権利を認めてほしい。

被害者の不服申立権、上訴権を認めてほしい。

被害者が新たな証拠を提示することを認めてほしい。

犯罪被害者等の質問権を保障してほしい。

刑事訴訟参加等について述べさせていただきます。

- 1.警察初動捜査時,手を抜かず,徹底して真剣に捜査し,進捗状況の連絡が 随時被害者遺族に的確になされているなら,自ずと警察,被害者間に対話が 図られ,信頼関係は確立する。
- 2.1の後,検察庁へ送致され真摯な捜査が加わり,的確なコミュニケーションが検事,被害者遺族間で続行されるなら,この段階で信頼関係は十分築かれる。
- 3.1,2,を経た後の公判である場合,法廷内で混乱が生じる必然性は皆無と言える。
- 4. ところが現状は全く逆であり、初動捜査不備に加え捜査優先の秘密主義のため、被害者との信頼関係が警察、検察とも持ち得ず、法廷内混乱が生じるなどとの行政機関の不安感、危惧となり、被害者の訴訟参加への反発要因となっている。

刑事訴訟法を改正し,被害者が当事者として刑事裁判に参加できること。

交通事故など他人の体を傷つける犯罪では加害者と被害者が事件の当事者であるのに,刑事裁判では被害者が事件に関与する法律上の権利がないというのは,片手落ちのいびつな司法制度である。改善を求めます。

被害者不在で加害者中心の刑事裁判が行われる結果として,民事裁判では事実を反映しない不当な過失責任を被害者が負いがちである。あるいは,正しい過失責任を実証するため,被害者は多くの努力を強いられることになる。

記録の謄写閲覧請求権、証拠提出権、証人尋問権、質問権、不服申立権等を 認めてほしい。

刑事手続等でいろんな形で、当事者としていただけたらありがたい。具体的に言いますと、これはこちら側の選択にもよるんですけれども、附帯私訴の考え方ですね。皆さんのお言葉で言いますと、業務上過失についても、そのことも含めて考えていただけたらありがたいなと思うんです。そこまで含めたら、裁判の手続が大変でと思わないでください。私たちの主張は、こちらが望めば附帯私訴の考え方も入れていただきたい。

すべて何でも自動的ではないですけれども。そうしますと,証拠の点とかい

ろんなことで同時にできますので,当事者としても参加しやすいので,我々の 主張です。

裁判は、国と加害者の間であるものであって、我々被害者遺族の恨みを晴らす場ではないと言われます。よく理解しています。しかし、国が私たちにかわって加害者を正しい判断でもって、正しい処罰を下していないのが、残念ながら今の現状なんです。こういったことは我々の恨みを社会に蔓延させることは社会秩序の崩壊になります。我々は、傍聴席のさくの向こうに行くことはできないんです。検察は最低限の起訴状に記してあることを立証すれば、それで仕事が終わるんです。加害者は裁判所だけに頭を下げれば謝罪したことにされて、執行猶予になっちゃうんです。おかしいです。というか、本当に謝罪しているのかどうなのか、我々にも法廷で物が言えるようにしてください。

意見陳述のみでなく、公判中も検察官、弁護人と同等の権利を与え、逐一意 見交換ができる権利

被害者や遺族は事件の当事者であり、ドイツ等諸外国における実情、国際的な潮流も十分考慮し、捜査や刑事手続について当事者として扱い、加害者と平等の権利と機会を与えてほしい。交通犯罪だけが除外されることのないようにお願いいたします。

刑事被告人の権利は、憲法により手厚く保護されているのであり、犯罪被害者基本法における被害者の権利、基本法の位置付けを慎重に検討し、被害者等の刑事手続への関与に条件を付すことなく、特に被害者が死亡・重度障害の結果に至り、法廷において反論できない事件について、被害者に「無実の罪」が押し付けられることのない制度の確立を望みます。

関連しまして、私たちはほかの犯罪被害の立場からも要望していると思いますけれども、刑事裁判に参加する権利、これも認めていただきたい、このことも望んでおります。

被害者が望むとき,刑事裁判に於いて訴訟当事者として,自ら加害者に質問したり,証拠を提出したりすることができる公訴参加制度の実現を明記してほしい。